

令和4年4月1日
住宅局住宅生産課

住宅の適正評価に向けた維持向上・評価・流通・金融等の 一体的な取組みを支援します

良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、住宅ストックの維持・向上が適切に図られる市場環境の整備に取り組む事業者等を支援する「住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）」について、本日より事業を実施する事業者の公募を開始します。

※住宅ストック維持・向上促進事業は、「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業」の他、「住宅ストックの相談体制整備事業」及び「住宅ストックの担い手支援事業」の3つの事業で構成されています。

1. 事業概要

維持管理やリフォームの実施などによって住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等に対する支援を行う事業です。（別紙参照）

2. 募集概要

(1) 募集要領

国土交通省のホームページに掲載しております。

ご質問等については下記<問い合わせ先>までお願いします。

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_mn4_000006.html

(2) 応募締切

令和4年4月26日（火）12時まで

（ただし、安心R住宅を対象として行う取組み（安心R住宅版）は令和4年11月30日（水）まで）

(3) 提出先（事務事業者）

一般財団法人住宅保証支援機構

URL：<https://www.how.or.jp/koufu/stock.html>

電話：03-6280-7201

(4) 採択時期

5月下旬目途（外部有識者等からなる評価委員会等において評価を行い、審査結果をお知らせします。）

<問い合わせ先> 代表電話：03-5253-8111

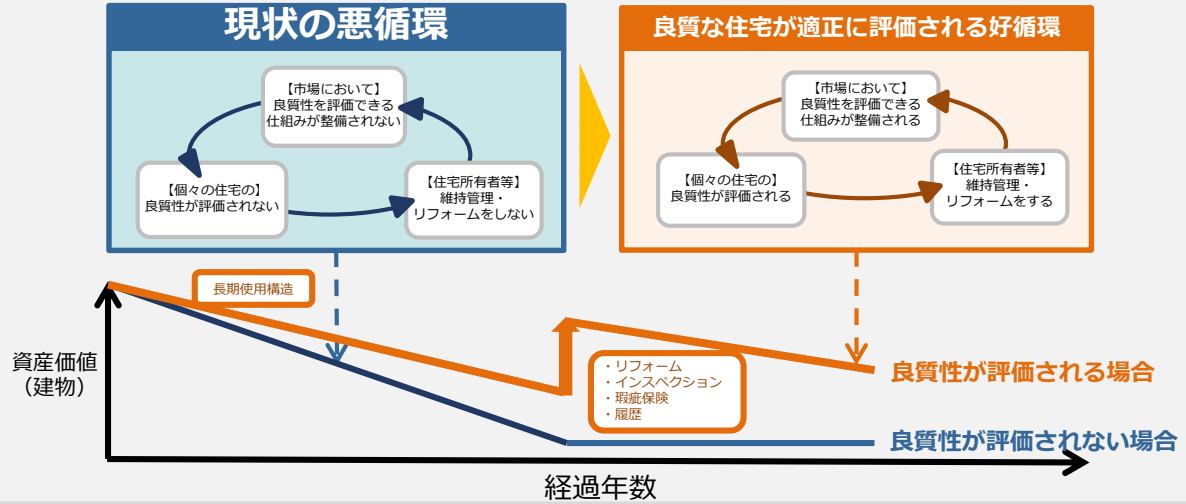
住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 巻田（内線39-448）、麻田（内線39-432）

（直通：03-5253-8942 F A X：03-5253-1629）

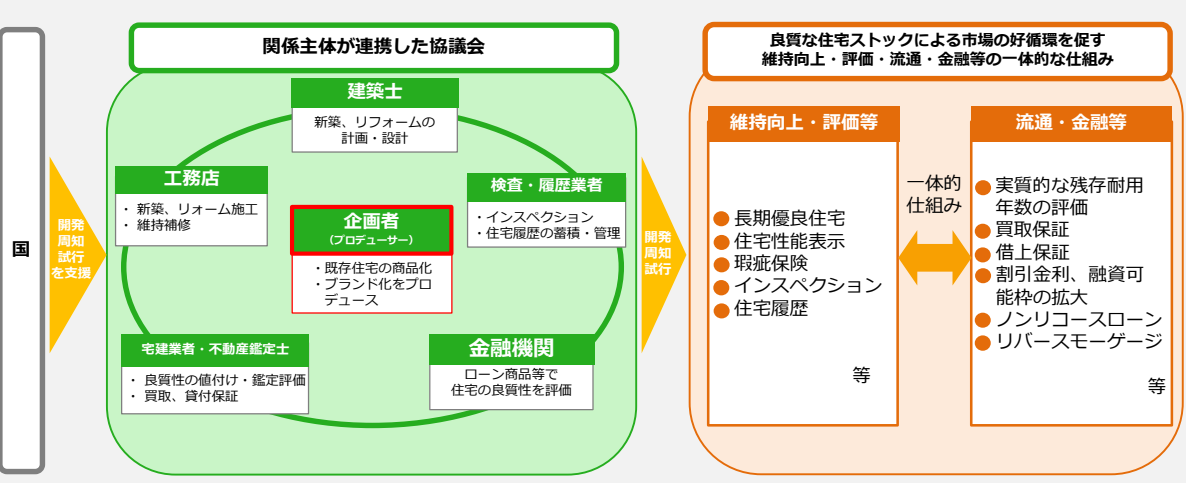
【事業の背景・目的】

- 現在の住宅市場は、良質な住宅ストックが適正に評価されず、維持管理・リフォームを行うインセンティブが働かない悪循環構造にある。
- 長期優良住宅、住宅性能表示、瑕疵保険、インスペクション、履歴等を活用し、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組みに対し支援を行うことにより、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の好循環を促す。

1. 現状の課題と方向性



2. 事業イメージ



3. 事業概要

【事業主体】

関係主体が連携した協議会等

【補助対象・補助率・補助上限】

- 先導型事業：以下の(1)から(3)までに掲げる経費
- 普及型事業：以下の(2)及び(3)に掲げる経費
- (1)開発に係る費用【上限2000万円／事業、補助率：定額】
- ・建物の価値の維持向上に資する項目や、そのインスペクションの方法、実施時期の検討及び開発に要する試行的な工事
 - ・開発する金融商品の対象住宅の質、融資可能額等の要件の検討 等
- (2)体制整備・周知に係る費用【上限1000万円／事業、補助率：定額】
- ・チラシの作成、ホームページの改修、事業者や消費者への説明 等
 - ・会開催等を通じた仕組みの周知 等
- (3)性能維持・向上に係る費用【上限100万円／戸】

- ①住宅の質の適切な維持・向上に要する経費【補助率：定額】
- ・インスペクションの実施
 - ・住宅履歴の作成
 - ・瑕疵保険への加入（中古流通・リフォーム時に限る）
 - ・維持管理計画の作成（中古流通・リフォーム時に限る）
- ②仕組みに対応するための質の向上に要する経費【補助率：1／3】
- ・新築（掛かり増し分）
 - ・リフォーム

※安心R住宅登録団体が安心R住宅を対象として行う事業は「安心R住宅版」として採択